

IHI

Realize your dreams

神奈川労働局長登録教習機関
IHI技術教習所

教習案内

神奈川センター

神奈川県綾瀬市早川2771番9

平成**30**年**4**月～平成**30**年**9**月

2018年4月～2018年9月



免許

- クレーン
- 移動式クレーン

技能講習

- 玉掛け
- 小型移動式クレーン
- 床上操作式クレーン
- 高所作業車
- フォークリフト
- ショベルローダ等
- 車両系建設機械
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- 地山掘削
- 酸欠/硫化水素など17種目

特別教育

- 電気取扱
- アーク溶接
- 粉じん作業
- 伐木等
- 足場の組立て等の業務など14種目

安全衛生教育

- 刈払機取扱

国家試験受験準備講習

- 第一種衛生管理者

お問合せ・お申込みは
<http://www.iti-a.co.jp>
TEL : 0467-78-7741

(電話受付 8:30~12:00, 13:00~17:00)



受講種目選択のご案内

●時間には、別途修了試験の時間が追加されます。 ●2日目以降の開始時刻は講習開始日に確認願います。 ●講習料金は教材費、消費税を含んだ総額です。
●神奈川労働局 登録の有効期限：20種目：平成31年3月30日まで有効

講習種目	神奈川労働局登録番号	コース	時間	実技	日数	開始時刻(初日)	講習料金(税込み) (円)			助成金	経費	賃金	受講する方の条件 (日本語理解力の程度によっては受講をお断りする場合があります)	資格を取ると出来る業務 (18才以上に限ります)
							受講料(①)	教材費(②)	講習料金(①+②)					
免許	クレーン 運転実技講習	a	0	9	6	8:30	107,000	0	107,000				18才以上の方 つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転。 ただし、当所での実技合格の他に安全衛生技術センターでの学科合格が必要。 aコースは実技講習のみ。 bコースは学科及び実技講習。 cコースは学科及び実技講習と関東安全衛生技術センターでの学科試験申請代行を含む。	
		b	36.5	9	6	8:30	127,100	3,900	131,000	○	○			
		c	36.5	9	6	8:30	128,100	3,900	138,800 (学科試験料 6,800円を含む)	○	○			
	移動式クレーン 運転実技講習	a	0	9	6	8:30	107,000	0	107,000				18才以上の方 つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転。 ただし、当所での実技合格の他に安全衛生技術センターでの学科合格が必要。 aコースは実技講習のみ。 bコースは学科及び実技講習。 cコースは学科及び実技講習と関東安全衛生技術センターでの学科試験申請代行を含む。	
		b	36.5	9	6	8:30	128,000	3,000	131,000	○	○			
		c	36.5	9	6	8:30	129,000	3,000	138,800 (学科試験料 6,800円を含む)	○	○			
技能講習	床上操作式クレーン 運転技能講習	a	10	6	3	9:00	31,450	1,550	33,000	○	○	移動式クレーン免許・小型移動式クレーン技能講習・玉掛け技能講習のいずれか一つ資格のある方	つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転 (床上操作式クレーンに限る)	
		b	13	7	3		37,450	1,550	39,000	○	○			上記資格のない方
	小型移動式クレーン 運転技能講習	a	10	6	3	9:00	31,660	1,340	33,000	○	○	クレーン免許・床上操作式クレーン技能講習・玉掛け技能講習のいずれか一つ資格のある方	つり上げ荷重5トン未満の移動式クレーンの運転 (道路上走行を除く)	
		b	13	7	3		37,660	1,340	39,000	○	○			上記資格のない方
	玉掛け 技能講習	a	11	5	3	9:00	15,560	1,440	17,000	○	○	1トン以上の玉掛け補助または1トン未満玉掛け特別教育修了後経験6か月以上ある方	つり上げ荷重が1トン以上のクレーン及び移動式クレーン等の玉掛け作業	
		b	9	7	3		15,560	1,440	17,000	○	○			上記資格や経験のない方
		c	12	7	3		19,560	1,440	21,000	○	○			
	玉掛け技能 +床上操作式クレーン 運転技能講習	-	-	22	13	5	8:30	51,010	2,990	54,000	注1) ○	注1) ○	18才以上の方 (玉掛けcコース+床上操作式クレーン運転aコース)	上記の玉掛け及び床上操作式クレーンを参照ください。
	玉掛け技能 +小型移動式クレーン 運転技能講習	-	-	22	13	5	8:30	51,220	2,780	54,000	注1) ○	注1) ○	18才以上の方 (玉掛けcコース+小型移動式クレーン運転aコース)	上記の玉掛け及び小型移動式クレーンを参照ください。
	高所作業車 運転技能講習	a	6	6	2	8:30	37,150	1,850	39,000	○	○	移動式クレーン免許・小型移動式クレーン技能講習のいずれか一つ資格のある方	作業床高さ10m以上の高所作業車の運転 (道路上走行を除く) 「高所作業車」の3日間コースのうち、前半2日間をa,bコースとしています。	
		b	8	6	2		39,150	1,850	41,000	○	○			上記資格のない方
		c	11	6	3		43,150	1,850	45,000	○	○			
	フォークリフト 運転技能講習	a	7	4	2	9:00	14,660	1,340	16,000			・大型特殊自動車免許(除くカタビラ)のある方 ・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれか一つ資格と1トン未満フォークリフト特別教育修了後経験3か月以上ある方(資格の経験証明が必要)	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転(道路上走行を除く)	
		b	11	4	3		17,660	1,340	19,000					・1トン未満フォークリフト特別教育修了後経験6か月以上ある方(資格の経験証明が必要)
		c	7	24	4又は5		41,660	1,340	43,000					
		d	11	24	5		44,660	1,340	46,000					
	ショベルローダ等 運転技能講習	a	7	4	2	9:00	26,380	1,620	28,000			・大型特殊自動車免許(除くカタビラ)のある方 ・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれか一つ資格と1トン未満ショベルローダ等特別教育修了後経験3か月以上ある方(資格の経験証明が必要)	最大荷重1トン以上のショベルローダやフォークローダの運転 (道路上走行を除く) 「ショベルローダ等」の5日間のうち、前半2日間をaコース、前半2日間+5日目をbコースとしています。	
		b	11	4	3		31,380	1,620	33,000					・1トン未満ショベルローダ等特別教育修了後経験6か月以上ある方(資格の経験証明が必要)
		c	7	24	5		73,380	1,620	75,000					
		d	11	24	5		83,380	1,620	85,000					
	車両系建設機械 (整地・運搬・ 積み込み及び掘削) 運転技能講習	a	9	5	2	8:30	38,350	1,650	40,000	○	○	・大型特殊自動車免許のある方 ・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれか一つ資格と3トン未満小型車両系建設機械(整地等)特別教育修了後経験3か月以上ある方(資格の経験証明が必要) ・不整地運搬車技能講習の資格の有る方	機体重量3トン以上のブルドーザ・トラクタショベル・パワーショベル・ドラッグショベル等の運転(道路上走行を除く)	
		c	13	5	3		41,350	1,650	43,000	○	○			3トン未満小型車両系建設機械(整地等)特別教育修了後経験6か月以上ある方(資格の経験証明が必要)
		d	13	25	5		93,350	1,650	95,000	○	○			
	車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習	127	-	3	2	1	9:00	23,460	1,540	25,000	○	○	車両系建設機械(整地等)技能講習の資格のある方	機体重量3トン以上のブレッカー・つかみ機・圧砕機・切断機等の運転(道路上走行を除く)

受講種目選択のご案内

- 時間には、別途修了試験の時間が追加されます。 ●2日目以降の開始時刻は講習開始日に確認願います。 ●講習料金は教材費、消費税を含んだ総額です。
●出版社の都合により、随時、教材費が変更される事がありますが、講習料金（＝受講料＋教材費の合計金額）に変更はありません。

講習種目	神奈川労働局登録番号	コース	時間		日数	開始時刻(初日)	講習料金(税込)(円)			助成金		受講する方の条件 (日本語理解力の程度によっては受講をお断りする場合があります)	資格を取ると出来る業務 (18才以上に限ります)	
			学科	実技			受講料(①)	教材費(②)	講習料金(①+②)	経費	賃金			
不整地運搬車運転技能講習	274	-	7	4	2	9:00	38,460	1,540	40,000	○	○	・大型特殊自動車免許のある方 ・3トン以上車両系建設機械（整地等）の資格のある方 ・大型・中型・準中型・普通自動車免許のいずれか一つ資格と3トン未満小型車両系建設機械（整地等）若しくは不整地運搬車の特別教育修了後経験3か月以上ある方（資格の経験証明が必要） ・車両系（解体）技能講習の資格の有る方	最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転（道路上走行を除く）	
ガス溶接技能講習	179	-	8	5	2	9:00	15,370	630	16,000	○	○	資格・経験は不要です	可燃性ガス及び酸素を用いて行う溶接・溶断・加熱の作業	
技能講習 作業主任者	足場組立て等作業主任者技能講習	178	-	13	0	2	9:00	13,350	1,650	15,000	○	○	満18歳以上での足場の組立・解体・変更の経験3年以上または土木・建築・造船科卒業後経験2年以上ある方	高さ5m以上の足場の組立・解体・変更の作業の主任者
	地山掘削及び土止め支保工作作業主任者技能講習	251	a	17	0	3	9:00	19,430	2,570	22,000	○	○	満18歳以上での経験3年以上または土木・建築・農業土木科卒業後経験2年以上ある方	地山掘削及び土止め支保工作業における主任者 「地山掘削及び土止め支保工」の3日間のうち、講習初日の1日をgコースとしています。
			g	3	0	1		6,430	2,570	9,000	○	○	土木施工管理技術検定合格者（2級合格者は経験証明が必要）	
	型枠支保工作作業主任者技能講習	205	-	13	0	2	9:00	13,050	1,950	15,000	○	○	満18歳以上での経験3年以上または土木・建築科卒業後経験2年以上ある方	型枠支保工作業における主任者
	有機溶剤作業主任者技能講習	152	-	12	0	2	9:00	10,788	4,212	15,000			資格・経験は不要です	屋内作業場・タンク等で有機溶剤を製造または取扱う作業の主任者
	酸欠・硫化水素作業主任者技能講習	151	-	11.5	4	3	9:00	15,840	2,160	18,000	○	○	資格・経験は不要です	井戸・暗渠・タンク等の酸素欠乏等危険場所における作業の主任者
	特化物・四アルキル鉛作業主任者技能講習	240	-	12	0	2	9:00	11,328	3,672	15,000			資格・経験は不要です	タンク・塔槽等で特化物及び四アルキル鉛等を製造または取扱う作業の主任者
	石綿作業主任者技能講習	241	-	10	0	2	9:00	11,220	3,780	15,000			資格・経験は不要です	石綿を製造または取扱う作業の主任者

講習種目	コース	時間		日数	開始時刻(初日)	講習料金(円)	助成金		受講する方の条件 (日本語理解力の程度によっては受講をお断りする場合があります)	資格を取ると出来る業務 (原則18才以上に限ります)	
		学科	実技				経費	賃金			
クレーン	-	9	4	2	9:00	15,000	○	○	資格・経験は不要です	つり上げ荷重0.5トン以上5トン未満のクレーンの運転	
フォークリフト	-	6	6	2	9:00	15,000			資格・経験は不要です	最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転（道路上走行を除く）	
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込及び掘削用）	-	7	6	2	9:00	15,000	○	○	資格・経験は不要です	機体重量3トン未満の小型車両系機械（整地等）の運転（道路上走行を除く）	
ゴンドラ取扱い	-	5	4	2	9:00	15,000	○	○	資格・経験は不要です	つり足場および昇降装置等により構成された作業床の操作	
ローラ	-	6	4	2	9:00	15,000	○	○	資格・経験は不要です	タイヤローラ・ロードローラ・振動ローラ等の運転（道路上走行を除く）	
高所作業車	-	6	3	2	9:00	15,000	○	○	資格・経験は不要です	作業床高さ10m未満の高所作業車の運転（道路上走行を除く）	
アーク溶接	-	11	10	3	9:00	22,000	○	○	資格・経験は不要です	アーク溶接機を用いて行う溶接・溶断等の作業	
特別教育	電気取扱（低圧） （活線作業及び活線近接作業は除く）	a	7	1	1	8:30	9,000			資格・経験は不要です	低圧充電回路の変電室等の開閉器の操作の業務
	電気取扱（高圧・特高圧） （活線作業及び活線近接作業は除く）	c	11	1	2	8:30	17,000			資格・経験は不要です	高圧・特高圧充電回路の電気設備機器の操作の業務 （※低圧業務の資格は含まれません。低圧業務が必要な場合は、別途aコースの受講が必要です。）
酸素欠乏危険作業	-	5.5	0	1	9:00	9,000			資格・経験は不要です	井戸・暗渠・タンク等の酸素欠乏等危険場所における作業	
伐木等の業務	-	7	6	2	8:30	15,000			資格・経験は不要です	チェーンソーを用いて行う直径が70cm未満の立木・20cm未満のかかり木の処理	
石綿使用建築物等解体	-	4.5	0	1	9:00	9,000			資格・経験は不要です	石綿等が使用されている建築物または、工作物の解体等の作業	
自由研削といしの取替え	-	4	2	1	9:00	9,000			資格・経験は不要です	自由研削といしの取替えまたは取替時の試運転の業務	
粉じん作業	-	4.5	0	1	9:00	9,000			資格・経験は不要です	じん肺の予防措置を講ずる必要のある作業	
足場組立等の業務（6h）	a	6	0	1	9:00	9,000	○	○	資格・経験は不要です	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務	
安衛教育	刈払機	-	5	1	1	9:00	10,000			資格・経験は不要です	刈払機を用いて行う除草等の作業
	上記以外のクレーン・車両系建設機械・フォークリフト等の運転者および玉掛け等の作業員に関する安全衛生法に基づく安全衛生教育（車両系建設機械等（ドラグショベルおよびローラ）、高所作業車の危険再認識教育を含む）も20名程度の受講者があれば、ご希望により随時実施しておりますので、お問い合わせ下さい。										
技能実習	クレーン免許・フォークリフト技能講習等、の資格を弊社で修了された方で、初心者として練習をしたい方は、お問い合わせ下さい。										

注1) 助成金計画画は玉掛けcコースと小型移動式クレーン、床上操作式クレーンのaコースは別の用紙で労働局への提出が必要です。

注2) 上記の講習種目については、受講生が20名程度（作業主任者については50名程度以上）まとまれば、常設日程以外でも、出張講習を含め日程を検討しますので、お問い合わせ下さい。

※電気取扱のコース内容が従来と変わっていますので、ご注意ください。

8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
免許	クレーン①	○																														
	クレーン②	○																														
技能	移動式クレーン	■																														
	床上操作式クレーン	■																														
	玉掛け+床上操作式クレーン	■																														
	小型移動式クレーン	■																														
	玉掛け+小型移動式クレーン	■																														
	玉掛け	■																														
	高所作業車	■																														
	フォークリフト	■																														
	ショベルローダ	■																														
	講	整地掘削用建設機械	■																													
習	解体用建設機械	■																														
	不整地運搬車	■																														
	ガス溶接	■																														
	地山掘削・土止め支保工	■																														
	型枠支保工	■																														
	足場組立	■																														
	有機溶剤	■																														
	特化物・四アルキル鉛	■																														
	酸欠・硫化水素	■																														
	石綿	■																														
特別教育	クレーン	■																														
	フォークリフト	■																														
	小型車両系建設機械	■																														
	ゴンドラ	■																														
	締固用機械(ローラ)	■																														
	高所作業車	■																														
	アーク溶接	■																														
	電気取扱	■																														
	酸欠危険作業	■																														
	石綿使用建築物解体	■																														
自由研削といし	■																															
伐木等業務	■																															
粉じん作業	■																															
足場組立等の業務	■																															
安教	刈払機取扱	■																														

9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
免許	クレーン①	○																													
	クレーン②	○																													
技能	移動式クレーン	■																													
	床上操作式クレーン	■																													
	玉掛け+床上操作式クレーン	■																													
	小型移動式クレーン	■																													
	玉掛け+小型移動式クレーン	■																													
	玉掛け	■																													
	高所作業車	■																													
	フォークリフト	■																													
	ショベルローダ	■																													
	講	整地掘削用建設機械	■																												
習	解体用建設機械	■																													
	不整地運搬車	■																													
	ガス溶接	■																													
	地山掘削・土止め支保工	■																													
	型枠支保工	■																													
	足場組立	■																													
	有機溶剤	■																													
	特化物・四アルキル鉛	■																													
	酸欠・硫化水素	■																													
	石綿	■																													
特別教育	クレーン	■																													
	フォークリフト	■																													
	小型車両系建設機械	■																													
	ゴンドラ	■																													
	締固用機械(ローラ)	■																													
	高所作業車	■																													
	アーク溶接	■																													
	電気取扱	■																													
	酸欠危険作業	■																													
	石綿使用建築物解体	■																													
自由研削といし	■																														
伐木等業務	■																														
粉じん作業	■																														
足場組立等の業務	■																														
安教	刈払機取扱	■																													

●第一種衛生管理者 講習概要

*講習科目の順序は都合により変更される場合があります。
*申込者が5名以下の場合、講習会が中止となりますので、ご承知願います。

講座名称		受験申込期間	講習日数	時間	講習料金(税込み) (円)	受験資格	備考
第一種衛生管理者	G1-a コース	各試験日の 2ヶ月前から 14日前まで	4	9:00~ 17:00	36,000	・大卒、高専卒で1年以上の 実務経験 ・高卒で3年以上の実務経験 ・その他は10年以上の実務 経験	従業員50名以上の事業所での 安全衛生教育や管理ができる 資格です。
第一種衛生管理者 (第二種保有者)	G1-b コース		2		21,000		既に第二種免許を持っている 方で、第一種を受験される方 のコースです。

講習日程	受講コース	受講対象	第1日目	第2日目	第3日目	第4日目
H30年 6月コース	G1-a		6/9 (土)	6/16 (土)	6/23 (土)	6/30 (土)
	G1-b	二種保有者	—	—	6/23 (土)	6/30 (土)
H30年 10月コース	G1-a		10/6 (土)	10/13 (土)	10/20 (土)	10/27 (土)
	G1-b	二種保有者	—	—	10/20 (土)	10/27 (土)

受講時の注意

- 本人確認を受講開始日に行います。住民票(6ヶ月以内、マイナンバーが記載されていないもの)、または自動車運転免許証(外国籍の方は「在留カード」/「特別永住者証明書」あるいは「外国人登録証明書」)を受付で提示願います。受講科目が一部免除のコース、経験が必要なコースを受講される方は、免除資格を証明する自動車運転免許証、クレーン免許証、該当する技能講習修了証及び経験証明記載の申込書原本も受講開始日に必要です。
- 筆記用具(ボールペン、鉛筆、消しゴム)をご持参下さい。実技講習日は作業服または動きやすい服装(長ズボン、下記*種目は長袖上着)で、靴は安全靴または運動靴でお越し下さい。安全帽、安全帯はお貸し致します。*ガス溶接、アーク溶接、伐木、自由研削と石、刈払機
- 写真必要枚数は免許、技能講習ともに、2枚です。特別教育や国家試験準備講習には不要です。写真(24mm×30mm:申込前6ヶ月以内のもの)を当日ご持参される方は裏面に氏名および受講種目名を記入して下さい。有料写真撮影設備は当所にもあります。
- 受講される方で修了証の統合を希望される方は、当センター発行の修了証を受講日初日にお持ち頂き申込み願います。
- 昼食(弁当)をご希望の方は当日の朝、教習所ロビーにて食券をお買い求め下さい。外部からの持込みも結構です。

助成金・給付金利用のおすすめ

講習料金や日当の一部が支給される次のような助成金の制度があります。詳しくは労働局またはハローワークでお問い合わせ下さい。また、予約窓口にて概要をご説明いたしますので、お問い合わせ下さい。なお、概要は以下の通りです。

建設労働者確保育成助成金(事業主に対して) (対象種目は別表参照)

建設労働者確保育成助成金の受給資格は次の条件を満たしている建設業の事業主に対してです。

- 1) 資本金が3億円以下または従業員300人以下
- 2) 雇用保険料率(厚生労働省が定める料率)
- 3) 受講者が雇用保険の被保険者である建設労働者

《建設労働者確保育成助成金》

- ・技能実習助成金対象種目を受講する場合は、「経費」と「賃金」の一部が支給されます。
- ・助成金支給をされる場合は、各労働局(神奈川労働局 職業安定部 職業対策課 神奈川助成金センターTEL: 045-270-7989など)へ事業主による申請が必要です。
- ・受講を開始する日の1週間前までに、事業主による計画届提出が必要です。
- ・受講後2ヶ月以内に支給請求手続きが必要ですが、当教習所の受講証明が必要となりますので受講開始日までに当教習所にご相談下さい。また、受講申込書の助成金欄に○印をつけて下さい。
- ・お客様へお送りする申請及び請求時の必要書類送料はお客様負担となります。

一般教育訓練給付金(個人に対して)

各地区のハローワークに受講後1か月以内に申請すると、一定条件により本人が教育訓練施設に支払った講習料金の20%(ただし4千円~10万円)が受講者本人に支給されます。受給資格には、「雇用保険の被保険者であった期間が3年以上(初回支給の場合は1年以上)ある。」などの条件が有るので、詳細については「厚生労働省・教育給付金」のHPや各ハローワークでご確認ください。当センターが登録認可を受けた種目・コースは下記表をご参照ください。給付金ご希望の方は、必ず受講開始前(予約時)にお申し出ください。

講習種目	コース名
フォークリフト運転技能講習	cコース
小型移動式クレーン運転技能講習	aコース、bコース
車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転技能講習	dコース

受講手続き

1. 予約

先ず最初に、電話またはインターネットにより予約して下さい。

電話番号	0467-78-7741
インターネット	http://www.iti-a.co.jp

* 受講日、受講種目、受講者名を必ずご連絡下さい。
* インターネットでの予約は、返信メールをご確認後、お手続き願います。

2. 書類提出

予約後、「受講申込書」「銀行振込内訳通知書」に必要事項を記入し、至急FAXまたは郵送して下さい。

FAX	0467-77-8223
住所	〒252-1123 神奈川県綾瀬市早川2771番9 IHI技術教習所(神奈川センター)

3. 講習料金振込

予約した講習の受講開始日の**1週間前までに**講習料金を銀行等から下記要領でお振込下さい。

振込先	みずほ銀行・大和支店・普通預金口座 1226655
受取人	株式会社IHI技術教習所 【(カ)アイエイチアイギジュツキョウシュウジョ】
依頼人	申込書記載の受講者名、又は勤務先会社が振込の場合は、会社名

* 会社名で振込の場合、複数名分の同時振込は可能ですが、個人でお申込みの場合はご本人分のみ振込として下さい。

4. 受講

受講票等は発行していませんので、受講初日は『受講種目選択のご案内』ページ記載の講習開始時刻の15分前までに来所し、受講手続をして下さい。

* 受講初日には、「受講時の注意」に書かれている持ち物、証明書等を必ずご持参下さい。

留意事項

- ご希望日程の講習が定員になっている場合や申込み者が少ない場合は、日程の変更をお願いすることがあります。
- 外国籍の方で学科試験を口述で受験希望の方は、受講前に日本語理解力テストを受けて頂きます。(土、日は口述試験無し)
口述試験を実施しない種目もあります。当所へご確認下さい。
- 受講される講習種目やコースによっては「保有資格証明書」、「業務経歴証明書」の提出が必要です。
- 業務経歴ありで受講される場合、受講資格の確認が事前に必要です。
予約後、至急必要書類をFAXして下さい。
- 写真は受講開始日の受付時提出でも結構です。
- 振込手数料は受講者負担となりますので、ご了承下さい。尚、振込時に発行される振込控は領収証となりますので保管しておいて下さい。尚、領収証は原則として発行していません。どうしても当センターの領収証が必要な方は、受講中に当センターにお尋ね下さい。
- 納入した講習料金は入金後6ヶ月以内の受講日・受講種目・受講者等の変更は可能です。ただし、予約した受講開始日の3日前までにご連絡下さい。
- 授業に遅刻すると、遅刻理由にかかわらず予約日程での受講は出来ません。
- 無断欠席や講習日程内での修了が出来ない場合、未修了扱いとなり、講習料金の返金は出来ませんのでご了承下さい。

交通のご案内

●カーナビやMapion地図など：

MAPCODE® 「2 095 098」で検索(マップコード)

このQRコードでMapion地図で検索できます

*「マップコード」および「MAPCODE」は(株)デンソーの登録商標です。

●Google map：

「CCW8+88」で検索(Plus code)



●車の場合

(無料駐車場：約120台あり)

●東名高速バスの場合

JR または 小田急箱根高速バス
【東名綾瀬】下車 徒歩5分

●電車の場合

小田急線、相鉄線、JR相模線 海老名駅下車

◇海老名駅東口より当センターまで

相鉄バス4番のりば
綾41系統 小園団地経由綾瀬市役所行きにて
約20分【綾瀬車庫前】下車 徒歩5分

